

# 登記事項証明書等が 必要なお客様へ

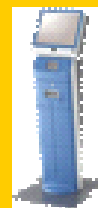
## 発行請求機を御利用ください

より早く証明書等を受け取ることができます。

請求書の記入は不要です！

タッチパネルで操作は簡単です！

詳しくは窓口まで！



※発行請求機は本局のみに設置しています（支局には設置していません）。

※不動産の登記事項証明書では「地番」や「家屋番号」の入力が必要です。事前に確認をお願いします。

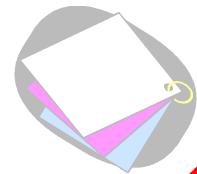
地番・家屋番号とは・・・

登記記録上の土地の地番、建物の家屋番号は、いわゆる住居表示とは異なりますので、請求する前に、登記記録上の地番や家屋番号を、下記①又は②の書類で御確認をお願いします。

なお、来庁される場合は、下記の書類を持参していただければ、スムーズに説明ができますので、御協力をお願いします。

記

- ①登記完了証，登記識別情報通知書又は登記済証  
（いわゆる権利証）
- ②市区町村発行の固定資産課税証明又は  
固定資産税納付通知書



※地番が分からない場合

物件の特定は、お客様（請求人）に特定していただくため、地番・家屋番号が分からない場合は、窓口に備え付けているブルーマップ等により地番の特定をお願いいたします。

窓口担当者は、可能な限り物件の特定に努めますが、**法務局の資料のみでは物件の特定が困難な場合がありますので、御理解願います。**